

(14) 財団法人 鳥取県造林公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成21年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
7 人	21,696 千円	3,843 千円	7,844 千円	33,383 千円

- (注) 1 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。
 2 職員数には、県派遣職員2人、県退職者2人を含む。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

技 術 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
273,275 円	298,275 円	55.4 歳

※技術職以外の該当なし。

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
技 術 職	大学卒 — 円	※長年、採用実績がなく、未記載としている。 ※採用がある場合、県給料月額から10%削減して個別に設定する予定。
	高校卒 — 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数				備 考
		5年	10年	20年	30年	
技 術 職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	(支給割合)			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.11 月分	0.71 月分	
	12月期	1.30 月分	0.71 月分	
	計	2.41 月分	1.42 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	(平成21年度実績)			
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	
	7,843,877 円	7 人	1,120,553 円	
退職手当 (県の規定に 準ずる)	(支給率)			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
	勤続40年	53.5 月分	59.28 月分	
	(その他の加算措置) 無			
	(平成21年度実績)			
	1人当たり平均支給額		434,906 円 (1,011,500 円)	
	(注) 1 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。			
時間外勤務 手当 (県の規定に 準ずる)	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成21年度	1,777,177 円	5 人	355,435 円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし		
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成21年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
840,000 円	4 人	17,500 円		
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		(平成21年度実績) 1人当たり平均支給月額 14,125 円		
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用者	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし	
		(平成21年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		886,888 円	6 人	12,317 円
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額23,000円＋加算額	職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。	
		(平成21年度実績)	支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	320,000 円	6 月期 0.91 月分 1 2 月期 1.10 月分	加算率 級 別 0.20 管理職 0.25 計 1.45
副 理 事 長	—		県農林水産部長

7 給与制度の変更
(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
退職手当	1 職員のうち、再雇用の職員及び官公署等を退職し採用された職員には、退職手当は支給しない。 2 県OB職員が常勤役員となった場合には、退職手当は支給しない。	1 職員が退職したときは、鳥取県職員の例により退職手当を支給する。 2 常勤の役員が退職した場合、退職手当を支給する。
理 事 長 報酬月額	320,000 円	289,000 円

(2) 適用日 平成22年4月1日